

第29回入善町農業委員会議事録

令和4年12月2日午後1時30分から第29回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 16名 欠員 2名

出席委員 13名

1番 五十里 章	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣
7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆
11番 坪野 和夫	13番 永山 美和	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
18番 長原 均			

欠席委員 3名

2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	14番 吉原有二
----------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第108号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第109号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第110号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんお疲れ様です。先月中はいろいろとお騒がせまたご心配ご迷惑おかけしまして失礼いたしました。

昨日一昨日と全国の農業委員会会長が集まる会がありまして、その中で今回気になった点が2点程あったのですが、まず、戦略特区における一般の企業法人の農地の取得について意見が出ておりました。実際には特区としてやっているところがあるのですが、農地の色んな面を考えた場合にはやはりそういう簡単な規制の緩和はよくないだろうということ、あと5年間水張りしてある田んぼに関しての話と、こういったことがメインでよく話されておりました。

それとこれは決議案ではないんですけども、令和7年までの間に女性の登用を各委員会に3割以上していただきたいという意見、といいますがこれはもう目標値で出ているのですが、全国でまだ200余りの委員会には女性がいないということです。当委員会には、3名の女性委員の方がおられます。これを倍にしていこうという考え方もありますので、またその辺も女性委員の皆さんにご協力をいただきながら進めていく話かなと考えております。

今のところそういった具合で、全国の流れの話でございました。聞いておりますと、全国の集会は年2回あるらしくて、今回初めて行ったわけですけども、そういった中でまた新しい情報等ありましたら皆さんにお繋ぎしていきたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけども、体調管理だけは十分注意されて、この年の瀬、そして新年を迎えて

いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番小林委員と11番坪野委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第107号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第107号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町高島〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,402㎡です。

譲渡人は、入善町高島〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町高島〇〇の〇〇さんです。

譲受人の経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は作業場から自動車で15分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事する者が、年300日にわたり従事する予定で、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、8,663㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、

原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

島瀬委員

内容は事務局から説明があったとおりです。11月13日に譲受人本人がいらっしゃいました。地域で野菜作りを頑張っておられる方です。隣接する田はこの譲受人の自作地で、そこにはハウスが建っており、申請地にもハウスを拡大させる計画だそうです。問題はありませので、確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第107号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第108号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の3ページをご覧ください。

議案第108号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町入膳〇〇の1筆で、台帳地目は田、現況地目は畑、面積は90㎡。譲渡人は入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん。

転用目的は、一般住宅敷地の拡張、権利の種類は所有権移転です。

申請地位置図は4ページ上段になります。

譲受人の住宅前に町道が整備されることになり、譲受人は住宅と新設道路との間にわずかに残る農地を取得することで、新設道路への出入りとして利用するため、また今まで隣接する住宅の敷地から出入りしていたという不便さから解消されることになるため、今回転用申請するものです。

申請地は90㎡で、通路及び家庭菜園として利用するために必要な面積です。

雨水排水については、申請地と町道の間設置予定の側溝へ流す予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地（拡張）」であり、許可基準である既存の施設の拡張であるため、問題ありません。

また、申請地は令和4年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員による意見書の確認印は中陣委員にいただいております。

以上1件、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

補足説明ですが、中陣委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事務局

はい、中陣委員には申請書類と現場を確認いただき、問題がないと判断され、確認印を押していただきました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第108号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第108号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第109号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第110号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第109号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年12月2日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、227件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第110号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和4年12月2日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。
入善地区はありません。
上原地区2件、3筆、3,183㎡
青木地区はありません。
飯野地区2件、2筆、2,187㎡
小摺戸地区3件、3筆、3,309㎡
新屋地区6件、9筆、15,194㎡
櫛山地区はありません。
横山地区11件、19筆、34,090㎡
舟見地区1件、1筆、1,681㎡
野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、25件、37筆、59,644㎡です。

続いて再設定です。
入善地区9件、28筆、59,246㎡
上原地区21件、132筆、200,286㎡
青木地区4件、7筆、19,659㎡
飯野地区2件、2筆、3,099㎡
小摺戸地区8件、24筆、54,326㎡
新屋地区73件、333筆、585,373㎡
櫛山地区2件、2筆、4,386㎡
横山地区81件、174筆、476,581㎡
舟見地区2件、3筆、4,392㎡
野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、202件、705筆、1,407,348㎡です。

新規設定、再設定の合計は、227件、742筆、1,466,992㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める

農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第109号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第110号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

小林職務代理者

せっかくですから、昨日の国会議員に対する要請会で何が話題になったかとか、ポイントとなったことを少しお聞かせいただければと思います。

議長（米山 義隆）

話題としては20項目あり、皆さんが参加された富山県の農業委員会大会でも共有されたとおりの内容で要望を出してきました。お一人お一人のご意見というか、予算を作るにしても、これから一生懸命、富山県の農業のために頑張るといのが皆さん共通のお話でありました。

メインになっていたのは、5年間の水張りをどうするか、畑をするためにわざわざ田んぼを干してやっているのにまた水を張らなきゃいけないのかと、何のために畑をするのか分からなくなると、そういった意見がありました。一億円産地のために畑をしているのに、水を張ったらまたゼロからだ、ということがなぜ分かってもらえないのかという点を強く言っておられました。

それから、県内にある農業学校について、専門性を高めていき、学校を卒業した若い人達に就農してもらえるような環境の整備もやらなきゃいけないでしょうという話も聞きました。

先程も言いましたが女性の登用というところでは、全国的にも非常に熱くなっておりまして、今の倍

以上の女性の方に委員になってもらってという、とにかく3分の1は女性にしていってくださいなということでありました。当町の女性委員のお力を貸していただいて、女性を増やしていけるように、まあどのように増やすかについては皆さんとの相談になると思います。来年が改選の年になりますから、女性登用についても頭に置いていただきつつ進めていきたいなと思います。

あと年金加入に関しては、3件程事例発表があったんですが、女性が回っておられる場合の加入率が非常に高いらしいです。専任の局員と2人でとにかくアポを取っては回ってくるそうで、10件回れば半分は確実に加入してもらっているということで、地域によって、法人化されていない農家さんが多いところについては、農業者年金というものが大事であると感じました。地域地域の特性が出てくるのではないかと思います。農業者を守るという意味でも、農業委員は大事な職責であるということ意識して、農業者が困らないようにするためには加入を促進して、将来に備えておいてほしいということを勧めていくべきだと思います。年金についても、皆さんの心に留めておいていただければと思います。

森下さゆり委員

入善町で、農業者年金に加入できそうな人はどれくらいいらっしゃるのですか。

事務局

加入推進の名簿がございまして、入善町には一桁、8人9人の方がいらっしゃいます。去年は、対象者の地域の農業委員の方に加入推進活動をお願いし、その成果によりお一人加入していただいたところです。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認ですが、富山県農業委員会大会を欠席された方には、当日の資料をお配りしておりますので、ご確認ください。あとは、2023年農業委員会手帳もお配りしましたので、ぜひご活用ください。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第29回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和5年1月10日火曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしく願いいたします。

（閉会 午後2時18分）